

放送法の改正に伴う税制上の所要の措置

- 特定受信設備（例：テレビ）を設置した者には、NHKとの間に受信契約を締結する義務が課されており（放送法 § 64 I）、締結した場合には、契約者は「受信料」を支払わなければならないこととされている。
- 「資産の譲渡等」には、消費税が課されることとされており（消費税法 § 2 I ⑧, § 4 I）、受信契約に基づき受信料を徴収して行われるNHKの「放送」には、消費税が課されている（消費税法施行令 § 2 I ⑤）。
- 今般、放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）により、NHKの放送番組等に係るインターネット配信がNHKの必須業務となることに伴い、NHKの特定必要的配信の受信を開始した者についてもNHKとの受信契約の締結義務の対象となることから、受信契約に基づき受信料を徴収して行われるNHKの「配信」についても同様の扱いとなるよう所要の措置を講じる。

